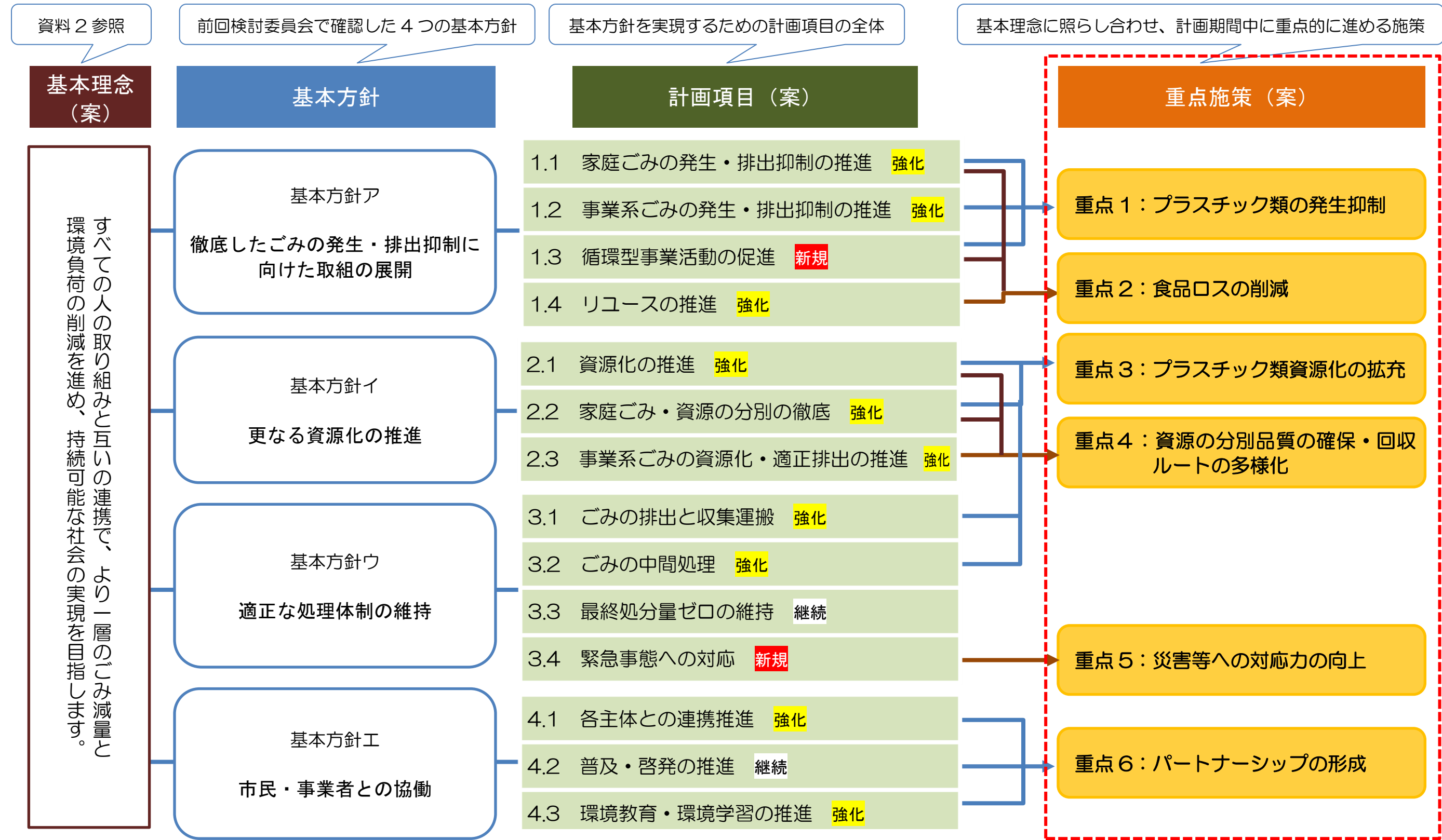


重点施策の方向について

前回検討委員会でお示しした施策体系案（第 4 回資料 2-2）より、全体的な計画項目（案）を下図に整理しました。さらに、各計画項目の推進により、特に計画期間中に実現したい施策を、6 つの「重点施策」としました。重点施策は、「持続可能な社会の実現」という基本理念や、これまでの協議内容及び昨年度の審議会における建議を踏まえ、設定しました。



以下、現時点における計画項目と重点施策案の詳細を整理しました。重点施策案の内容をご確認ください。各計画項目案の詳細は、次回以降の検討委員会でも引き続き審議します。

1. 基本方針 【ア 徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開】

計画のカテゴリー

発生・排出抑制計画

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の内、発生・排出抑制（リデュース）を最優先に取組みを進めます。特に食品ロスやプラスチック類の発生・排出抑制を市民（団体）・事業者（団体）・行政が連携して進めることにより、持続可能な循環型経済（サーキュラー・エコノミー）の確立に資することを目指します。

計画項目案

1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進

(1) プラスチック類の発生抑制	・包装材や使い捨てプラスチックの抑制を市民に呼びかけ
(2) 食品ロスの削減	・食品の使い切りや食べ残しの削減、フードドライブの利用などを市民に呼びかけ
(3) その他発生・排出抑制行動の促進	・生ごみの水切りや堆肥化など、家庭でできるごみ発生抑制行動の促進に向けた市民への呼びかけ、支援 ・発生抑制に向けた生活スタイルの転換

1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

(1) 大規模事業所への指導	・事業用大規模建築物の再利用計画に基づく指導、ごみ減量要請
(2) 中小事業所への情報発信・指導	・中小規模事業所向けにごみ減量・資源化に関する情報発信や指導の強化など ・発生抑制に向けた事業スタイルの転換

1.3 循環型事業活動の促進

(1) 脱プラスチックの促進	・先進的取り組み事業所の紹介、情報発信を通じ、事業活動における使い捨てプラスチックの使用削減の促進
(2) 食品ロスの削減	・食べきり協力店、販売店における見切り品情報の市民への提供、フードドライブ・フードバンク実施団体との連携など、食品ロスの削減の推進
(3) 自主回収の促進	・発泡トレイやペットボトル、古紙類などの店頭回収や、メーカーによる商品・容器の自主回収事業などの促進

1.4 リユースの推進

(1) 利再来留館の活用	・利再来留館をリユースの活動拠点として活用 ・粗大ごみリユース品の展示・販売機能の再編
(2) リユース活動に関する情報提供・支援	・フリーマーケットやフリマアプリなど、不用品交換などを気軽に利用できる環境の整備・情報提供

重点施策

重点 1：プラスチック類の発生抑制（リデュース）

（取組例）

- ・「2050年ゼロカーボンシティ宣言」や「CHOFU プラスチック・スマート・アクション」の取組を継続的に発展、拡充し、市民・事業者のプラスチック削減の取組を推進
- ・市民に対しては、使い捨てプラスチックの削減や自主回収に取り組む事業者の情報を積極的に発信
- ・事業者に対しては、商工会等の事業者団体とも連携し、先進事例の紹介などの情報発信により、脱プラスチック型の事業活動への転換を促進
- ・脱プラスチック型の事業活動に取り組む事業所の認定制度について検討など

重点 2：食品ロスの削減

（取組例）

- ・市民に対しては、家庭で取り組める食品ロス削減のほか、食品ロス削減に取り組む飲食店等の事業所の情報を発信
- ・食品関連事業者・団体と連携し、食品ロス削減月間での共同キャンペーンなどを展開
- ・食べ切りや食品ロスの削減に取り組む飲食店や食品販売店の認定制度について検討など

2. 基本方針 【イ 更なる資源化の推進】

計画のカテゴリー

資源化計画

資源分別収集、集団回収、拠点回収、そして事業者による自主回収など、多種多様な回収ルートで資源のリサイクルを推進します。

また、プラスチック類の分別収集を拡充することにより温室効果ガスの削減を図るとともに、古紙類に代表される既存の資源についても分別収集品質の向上を図り、安定的なリサイクルシステムを維持できるようにします。

計画項目案

2.1 資源化の推進

(1)プラスチック類の資源化の推進	・プラスチック容器包装からプラスチックごみ全体に分別対象を拡大し、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック類の資源化推進
(2)集団回収、拠点回収の推進	・集団回収事業を持続的な仕組みに改善しながら継続 ・事業者の自主回収の利用を市民に呼びかけ ・拠点回収事業は継続しつつ、事業者との連携・役割分担に留意しながら改善・拡充の検討
(3)枝・草・葉や生ごみの資源化検討	・枝・草・葉の資源化の導入に向けた検討 ・家庭内における堆肥化やコミュニティによる生ごみの資源化について引き続き調査・検討

2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底

(1)分別ルールの周知徹底	・さまざまな媒体を通じ、ごみ・資源の正しい分別方法を周知 ・促進員や収集運搬業者、集合住宅管理者等と連携した排出指導 ・ルールが守られていないごみへの指導の継続
(2)分別収集品質の向上策の検討	・古紙類の分別収集品質の向上を図るため、排出ルールの見直し等を検討 ・組成分析調査結果に基づく啓発推進の継続

2.3 事業系ごみの資源化・適正排出の推進

(1)事業所への情報提供、指導	・事業用大規模建築物の再利用計画に基づく指導、ごみ減量要請 ・中小規模事業所向けにごみ減量・資源化に関する情報発信や指導の強化
(2)持込ごみの分別の徹底	・中間処理施設に搬入される可燃ごみの抜き取り調査の継続

重点施策

重点 3：プラスチック類資源化の推進（リサイクル）

（取組例）

・ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新・稼働（令和 9 年度予定）にあわせ、容器包装プラスチック・製品プラスチックの新たな収集（回収）方法の検討

・再資源化の対象となる製品プラの指定

・ペットボトルの水平リサイクルに向けた取組の検討

重点 4：資源の分別品質の確保・回収ルートの多様化

（取組例）

・雑がみの種類や禁忌品など古紙類に関する知識の普及

・店頭回収や販売店回収など、多様な回収ルートの利用の呼びかけ

・集団回収の推進

・リサイクル協力店制度等を活用した店頭回収の促進

・収集・運搬方法の見直しの検討

・分別品質を高めるための排出ルールの検討など

3. 基本方針 【ウ 適正な処理体制の維持】

計画のカテゴリー 収集・中間処理・処分計画

三鷹市及びふじみ衛生組合と連携しつつ、安定的なごみの収集運搬体制・中間処理体制を構築するとともに、東京多摩広域資源循環組合と連携し最終処分量ゼロを維持していきます。

計画項目案

3.1 ごみの排出と収集運搬

(1)現在の収集運搬体制の維持	・社会経済状況等の変化に対応した効率的・効果的な収集・運搬体制の維持
(2)ICT化の推進	・収集時や各種手続きのICT（情報通信技術）化推進
(3)環境に配慮した清掃車両の導入	・EV車や燃料電池車の導入に向けた検討
(4)ふれあい収集の高齢者等ごみ出し困難世帯に向けた対応の充実	・ふれあい収集の強化 ・ごみ出し困難世帯に関する関係部局及び事業者との連携強化
(5)その他適正排出の維持	・分別・排出ルールのご指導 ・不法投棄対策の継続 ・資源物持ち去り対策の継続 ・適正処理困難物等への対応

3.2 ごみの中間処理

(1)中間処理システムの維持	・三鷹市、ふじみ衛生組合と連携による、リサイクルセンターの更新など安定した中間処理体制の維持
(2)クリーンセンター機能の維持	・調布市クリーンセンターにおける粗大ごみ・古紙・古布・びん・缶の選別や詰替の実施

3.3 最終処分量ゼロの維持

(1)焼却灰の資源化	・東京多摩広域資源循環組合におけるエコセメント化事業の継続 ・エコセメント化施設の維持・更新
------------	---

3.4 緊急事態への対応

(1)災害廃棄物処理計画の策定等	・国の指針、東京都災害廃棄物処理計画に基づく、大規模災害発生時の災害廃棄物処理計画の策定 ・感染拡大期等における収集・処理事業の継続
------------------	---

重点施策

(再掲) 重点3：プラスチック類の分別収集の拡充

(取組例)

・製品プラスチックの資源化に向けた収集運搬及び中間処理体制検討

重点5：災害等への対応力の向上

(取組例)

・災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討
・感染症の拡大や世界的な経済変動など、予期せぬ変動期における業務継続及び排出方法の周知

4. 基本方針 【エ 市民・事業者との協働】

計画のカテゴリー 情報発信及び連携・協働計画

市民・事業者や各種団体・教育機関等との関係主体とのパートナーシップ（つながり）を形成し、連携を深めることで、さまざまなごみ減量・資源化等の取組を進めるために積極的な情報発信、普及啓発、児童・生徒への環境教育や環境学習を推進します。

計画項目案

4.1 各主体との連携推進

(1)促進員や審議会との連携	・廃棄物減量及び再利用促進審議会の開催、審議 ・調布市廃棄物減量及び再利用促進員との連携
(2)市民との連携	・ごみ減量・資源化等に関する地域活動への支援
(3)事業者との連携	・「ごみ減量・リサイクル協力店」認定制度を拡充。食品ロスや使い捨てプラスチック削減に取り組む事業所を支援 ・自主回収やリユース促進など、3R推進に積極的に取り組む企業との連携 ・事業者団体と連携し、事業所への普及啓発等の推進
(4)国などへの働きかけ	・サーキュラー・エコノミーの仕組づくりなどに関し、他自治体と連携した国等への要望

4.2 普及・啓発の推進

(1)情報媒体の充実	・紙媒体、ごみ分別アプリ等を活用した効果的な情報提供・普及啓発の展開 ・将来世代に向けた広報・啓発コンテンツの充実
(2)イベント・キャンペーンの実施	・エコフェスタちようふ等のイベントの開催 ・食品ロス等をテーマとした共同イベントの開催
(3)市民団体等との連携	・市民団体や促進員との連携による地域住民への普及・啓発の展開

4.3 環境教育・環境学習の推進

(1)各種講座の実施	・市民（団体）向け講座、児童・生徒向け出前講座等の開催
(2)教育機関との連携	・学校への教育素材の提供や大学研究機関との連携など
(3)ごみ減量啓発作品の募集	・ごみ減量啓発作品の募集、活用
(4)見学会等の実施	・ごみ処理施設見学会等の実施

重点施策

重点6：パートナーシップの形成

- ・ごみ減量・リサイクル協力店制度の強化・拡充
- ・多様な回収（集団回収・拠点回収・店頭回収など）の促進を通じた地域団体や事業所との連携
- ・自主回収、リユース促進企業等との連携
- ・環境教育・環境学習の推進を通じた教育機関や市民団体との連携
- ・SDGg等、地球環境問題に関する周知・啓発など

※基本計画全体を通じ、進捗評価に必要な情報の整備と「見える化」に努めます。また、計画は毎年度進捗評価を行います。